

伊方原発仮処分（松山地裁）で、
大阪高裁・広島地裁の不当決定に対する反論書面を提出

伊方原発をとめる会事務局次長 和田 幸

はじめに

松山地裁における伊方原発運転差止仮処分については、下表のとおり、2017年1月20日までに、双方とも主張及び立証を終了し、決定を待つことになっていました。

年月日	事項	内容
2016.5.31	伊方3号炉運転差止仮処分申立	申立書, 準備書面(1)~(13)
"/.7.26	第1回審尋期日	審理日程の策定
"/.9.14	第2回審尋期日	裁判所の質問事項
"/.9.27	第3回審尋期日	債権者プレゼン(佐藤, 長沢, 甫守, 大河)
"/.10.12	第4回審尋期日	債務者プレゼン(梅本, 松崎)
"/.11.2	第5回審尋期日	債権者プレゼン(岡村, 長沢, 海渡)
"/.12.26	双方書面提出期限	債権者6通, 債務者1通
2017.1.20	債権者の火山についての書面提出期限	債権者1月19日に提出

(債権者＝申立人側、債務者＝四国電力側)

ところが、四国電力側は、4月5日になって、3月28日の高浜原発に関する大阪高裁決定を書証（乙281号証）として提出しました。伊方原発をとめる弁護団は直ちに書面で裁判所に意見書を提出し、四国電力側（債務者）が新たに書証を提出する以上は、私たち（債権者）に反論の機会を保障するよう裁判所に求めました。

その結果、裁判所もその求めを容れて、5月26日までに債権者らが反論を提出することとなりました。全国弁護団の成果を十分に取り入れて、薦田伸夫弁護団長が執筆し、中川創太事務局長が資料整理を担い、準備書面21と甲号証（債権者側の証拠書類）63件を追加提出しました。（この仮処分で弁護団が提出した甲号証は全部で1,070件となった。伊方原発をとめる会ホームページ <http://www.ikata-tomeru.jp> に掲載している）

四国電力が大阪高裁の態度を松山地裁に押しつけるような形で出て来た問題でしたが、弁護団は機敏に対応し、大阪高裁決定と広島地裁決定への総合的な反論書提出にまで至りました。私は弁護団の奮闘に深い感動を覚えました。

以下、大阪高裁と広島地裁の不当決定への反論を記した準備書面21の概要を示します。

一 準備書面21の構成

準備書面は、①大阪高裁決定批判、②広島地裁決定批判、③原発訴訟の流れと原発の社会的必要性—という構成である。書面の冒頭には、四国電力が大阪高裁決定だけ提出して、伊方原発に関する広島地裁決定を提出しなかったことの不自然さも指摘した。

二 大阪高裁決定の特徴と不当性批判

1. 司法の責任を自覚せず、福島事故に触れもしない

決定の文面からは、福島原発事故の被害に関する認定はない。事故を防げなかった司法の責任の自覚は感じられず、大阪高裁の裁判官は反省を知らない異質の裁判官と評せざるを得ない。

2. 曖昧不明確な安全性の基準

決定は「危険性が社会通念上無視しうる程度に管理されていると認められる場合に」運転が許されるとする。曖昧不明確で恣意的判断を招きやすい基準に依拠している。

3. 新規制基準に対する盲目的な信頼

決定は、新規制基準について、その策定過程及び内容に不合理な点が認められない限りは「原発に求められる安全性を具体化したものである」とする。規制委員会委員長さえ「安全

だとは申し上げない」と否定している「新規制基準→安全性の基準」という言い換えを行っている。

4. 最悪の立証責任論

決定は、事業者が新規制基準に適合することの主張立証を尽くしたのであれば、住民側は、新規制基準が合理性を欠き、原子力規制委員会の判断が合理性を欠くことを主張立証する必要がある一とする。これは、福島原発事故の前の最悪の立証責任論である。

5. 地震に対する安全確保対策

決定は、「原子力規制委員会の委員がその有する高度の科学的・技術的な専門的知見に基づいて判断の基準の策定とともに、同基準適合性の判断を上記専門知識に基づいて行使することを規定したものと見える」から不合理とは言えないと断じている。

住民側が規制委員会の判断が不当と指摘しているのに、規制委員会の判断を根拠とするのは論理破綻である。震源断層への無理解も露呈している。島崎前規制委員会委員長代理の証人尋問が名古屋高裁金沢支部で行われ、高裁決定の誤りは明白となっていることも示した。

6. 津波問題に関する判断の不当性

決定が根拠とする関西電力の解析モデルは、1983年と1993年の日本海側津波を再現できておらず、論理が瓦解しており、シミュレーションも過小である。

7. 使用済み燃料プールに関する判断の不当性

決定は、使用済み燃料プールについて関西電力の計算方法をそのまま是認している。住民側が稠密化に伴う危険性を指摘し、計算方法が詐術的だと指摘した点にはなんら答えていない。

8. 原子力災害対策に関する判断の不当性

決定は、住民避難に関する深層防護の第5層を規制の対象にしなかったことは不合理ではないとしている。セシウム137の放出量を福島原発事故の100分の1しかみていない問題があるのに、決定は全く判断の対象にしていない。故意であれば悪質であり、過失ならば余りにお粗末である。

9. 新規制基準の合理性の判断の不当性

決定は、新規制基準の合理性について徹頭徹尾、関西電力の主張をほとんどそのまま貼り付けている。福島第一原発事故と地震がもたらした影響の指摘についても検証した形跡がない。行政盲従の姿勢があまりにも顕著で異常であり、三権分立の否定そのものと言わざるを得ない。

10. まとめ

司法の責任に対する自覚を全く伺うことが出来ず、関西電力や原子力規制委員会の考え方の引き写しであり、住民は激しい落胆を感じざるを得なかった。

三 広島地裁決定の特徴と不当性批判

1. 論理的に破綻し、原発の安全性の判断から逃げている

決定は、「事業者の側において、まず、当該発電用原子炉施設の運転等によって放射性物質が周辺環境に放出され、その放射性物質により原告ら当該施設の周辺に居住等する者がその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受ける具体的危険性が存在しないことについて、相当の根拠、資料に基づき、主張、立証する必要がある、事業者がこの主張、立証を尽くさない場合には、上記の具体的危険が存在することが事実上推定されるということになる。」としている。しかし、その一方で、四国電力の疎明がつくされたとは到底言えないような認定を行い、「住民らの人格権侵害の具体的危険が存在しないこと」が十分明らかではないのに、安易に四国電力の疎明を認め、住民の主張を排斥している。

また、決定は、安全性について確証を得られないとしながら仮処分でも可能な証人尋問を本訴に譲り、安全性の判断から逃げている。例えば、地震におけるすべり量飽和の考え方について「なお慎重な検討を要すべき問題」と指摘しておきながら、「証人尋問を経るなどして…慎重に認定する作業が不可欠」として本案訴訟で行われるべきとした。広島地裁決定に対して意見書を記した瀬木比呂志（甲 428 号証）は、仮処分手続であっても裁判所が専門家の意見を直接聞くことは可能であることに照らすと、同決定は安全性の判断から逃げたといえる一と厳しく批判している。（瀬木比呂志：民事保全法の権威で民事訴訟法の研究者、元裁判官、最高裁事務総局で調査官も務めた。）

2. 司法審査のありかた

広島地裁が採用した司法審査の枠組みからすれば、事業者側の疎明の程度を「一応の確からしさ」で足りるとするのは不合理であり、証明と同程度以上の立証が必要とみるべきである。ところが、「人格権侵害の具体的危険が存在しないという一応の確からしさ」の立証すら尽くされたとは到底言い難い認定であって、適切なあてはめがなされていない。論理的な不合理性であり、広島地裁の致命的な誤りというほかない。

「公害発生へのおそれ」が一応疎明されることをもって足りるとした公害問題での判決に見られるとおり、原発に比して被害が広範囲にわたらず、被害の程度も小さいごみ焼却場施設においてすら、周辺住民の生命・身体の安全という人格的利益を重視し、原告ら側の負担を軽減する判断がなされている。住民ら側の疎明の負担がごみ焼却場施設よりも重いというのでは、正義に反するし、四国電力はより厳しい安全性の疎明が求められて然るべきである。

3. 新規制基準の不合理性

決定は、新規制基準の成立過程、立地審査指針、委員の欠格の問題等々について、いずれも「瑕疵は見当たらない」とする。しかし、新規制基準は環境基準等の設定欠如があり、明らかに原子炉等規制法に反する等々を指摘した。

4. 基準地震動策定の問題

決定は、本件原発は地震動に対して「一応の安全」しか確保されていない旨を明確に述べている。その点では、本件原発の周辺住民の社会通念を反映した面がある。ところが結論では、本件基準地震動は合理的だとしてしまい、結局、社会通念に反して、「社会通念上基準地震動を上回るリスクは無視しうる」ということになってしまっている。ゆがみは極まりない。

5. 耐震設計における重要度分類

決定は、非常用取水設備のうち、かなりが耐震重要度分類 C クラスに分類されていても、実際には基準地震動に対する耐震性能を有する旨述べ、いずれも合理的だとしている。しかし、重要安全施設としての多重性、または独立性が要求されること等の検討はなされていない。非常用取水設備等、耐震重要度分類が合理的であるということとは出来ない。

6. 使用済み燃料プール

決定は、「使用済み核燃料は冠水状態で貯蔵されている限り、放射性物質を含む高温、高圧の水蒸気が瞬時に発生、流出するような事態が生じる可能性は見だし難い」としている。しかし、福島第一原発事故において、4号機の使用済み核燃料プールの冷却機能が喪失したにもかかわらず、使用済み燃料の冠水状態が維持されたのは、偶然に原子炉ウェルから水が流れ込んだためであった。冠水状態を維持できない事態が生じることを想定していない新規制基準は、福島第一原発事故の教訓を踏まえておらず、合理的とは認められない。

7. 地すべり

決定は、「佐田岬半島が一般に著しい片理が発達するなど有数の地すべり地帯であるとの指摘が、佐田岬半島において上記と同様の対策を講じた後の堅硬な斜面について一般的に妥当することを窺わせる資料は見当たらない」とした。地盤のもろさを指摘した生越鑑定書や不等沈下問題も精査せず、地滑りの危険性が残ることの立証責任を住民側に課したもので、不当なものといわざるを得ない。

8. 火山

決定は、立地評価に関する火山ガイドが不合理であると認めながらも、住民らの側が破局的噴火の発生可能性を相応の根拠をもって示さない限り、人格権侵害の具体的危険が存在しないとした。これは、広島地裁自らが定立した規範に反するものであり、事業者に具体的危険のないことを立証させるべきである。火山噴火による降下物の影響についても実証実験など経ておらず、疎明として不十分なままである。

9. シビアアクシデント

決定は、炉心溶融が発生した場合に大量の溶融物が水蒸気爆発のトリガー（外乱）となるおそれを四国電力がどのように評価したのか明らかでない点など、証人尋問を通じて慎重に吟味する必要があるとして判断を避けた。これでは、規制委員会の判断が合理的とは認められない。

10. テロリズム

決定は、基本的に国がテロ等への対処をすべきものであり、四国電力が対策を取っていなくても、それをもって人格権侵害の危険性があるということとはできないとする。しかし、問題はミサイルを誰が防ぐかではない。大量の放射性物質が環境に放出されないことが疎明されていない以上、具体的危険を否定することができない。

11. 結語

以上の通り、広島地裁決定は、論理的に破綻し、原発の安全性の判断から逃げた大変遺憾な決定といわざるを得ない。

四 原発訴訟の流れと原発の社会的必要性

1. 福島原発事故前の判例

当該原発における災害発生リスクが「社会通念上無視できるか否か」を判断するにあたり、原発の公益性、社会的必要性を考慮していたと考えられる。

（金沢地裁志賀原発2号炉訴訟判決を除く）

2. 福島原発事故以後の判例

裁判の流れに明らかな変化がある。既に原発の運転差止を命じる判決・決定を住民側は4件勝ち取っている。福井地裁の大飯3、4号機運転差止訴訟（2014/5/21）、福井地裁の高浜3、4号機運転禁止仮処分（2015/4/14）、大津地裁の高浜3、4号機運転禁止仮処分（2016/3/9）、同大津地裁の仮処分異議審（2016/7/12）である。福井地裁判決は権利侵害説を採用し「極めて多数の人の生存に関わる権利と電気代の高い低いの問題等とを並べて論じるような議論に加わったり、その議論の当否を判断すること自体、法的には許されない」等とした。

他方、住民側の請求を退ける決定も、引き続き相当数出ている。福井地裁異議審（2014/12/14）、鹿児島地裁川内原発1、2号機運転禁止仮処分（2015/4/22）、同異議審査福岡高裁宮崎支部（2016/4/6）、そして大阪高裁、広島地裁の決定である。ただし、原発の公益性や必要性について述べているものは少ないといえる。

3. 原発に対する社会の認識が激変した

原発に関するパラダイム（支配的なものの見方）は大きく転換した。原発安全神話、原発必要論、原発低コスト論は崩壊した。世界を見渡せば、原発からの転換が大きく広がっている。仮に原発が事故を起こさないとしても、日常的に放射性物質を排出する、温排水で環境を汚染する、10万年にも渡る管理、テロの問題などについて、広範な市民の中で認識が深まっている。

4. これからの原発差止訴訟における判断枠組み

原発訴訟の流れと、原発の社会的必要性の検討の中で、大阪高裁決定と広島地裁決定がどのように位置づけられるかは自明である。この二つの決定は、福島原発事故の教訓に学ぶことなく、原発の社会的必要性についてのパラダイムの転換に気付くこともなく、唯々諾々と国策に従うことによって、住民の基本的人権を擁護すべき裁判官の職責を放棄したものである。